

令和8年度
宮ノ陣クリーンセンターモニタリング検査
及び周辺環境水質検査業務委託
仕 様 書

久留米市環境部

令和 8 年度宮ノ陣クリーンセンターモニタリング検査 及び周辺環境水質検査業務委託

1. 業務目的

(1) 悪臭等検査

悪臭防止法第 7 条の規定により、久留米市内の全事業所は規制基準を遵守する必要があり、宮ノ陣クリーンセンター敷地境界線上の悪臭の状況を把握することを目的とする。

(2) 河川水質検査

環境基本法第 16 条に基づく環境基準を参考として、宮ノ陣クリーンセンターの敷地に降った雨水の河川への放流箇所の上流及び下流の水質を検査し、その影響の有無を確認することを目的とする。

(3) 井戸水質検査

宮ノ陣クリーンセンターの本格稼働後の周辺井戸水質を把握することにより、稼働による影響の有無を確認することを目的とする。

(4) ばいじん(固化灰)の重金属等溶出及び焼却灰成分検査

宮ノ陣クリーンセンターのばいじん(固化灰)からの重金属等の溶出状況及び焼却灰(主灰:湿灰)のセメント化に伴い、成分分析し把握することを目的とする。

2. 業務期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 6 月 3 0 日までとする。

ただし、本予算議決後は、令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

3. 業務の概要

(1) 悪臭等検査

①検査箇所：宮ノ陣クリーンセンター敷地境界線上で風下になる所。

②検体数：1 検体

③検査項目

No.	検査項目	No.	検査項目	No.	検査項目
1	アンモニア	9	ノルマル酪酸	1 7	イソバレルアルデヒド
2	メチルメルカプタン	1 0	イソ吉草酸	1 8	イソブタノール
3	硫化水素	1 1	ノルマル吉草酸	1 9	酢酸エチル
4	硫化メチル	1 2	プロピオン酸	2 0	メチルイソブチルケトン
5	トリメチルアミン	1 3	プロピオンアルデヒド	2 1	トルエン
6	二硫化メチル	1 4	ノルマルブチルアルデヒド	2 2	キシレン
7	アセトアルデヒド	1 5	イソブチルアルデヒド		
8	スチレン	1 6	ノルマルバレルアルデヒド		

④試料採取月日：市より指定する。

(2) 河川水質検査

① 検査項目及び規格：基本項目－採水日時、気温、水温、天候、水深、外観、臭気
規格 河川水質調査要領 (H17 年河川局河川環境課)
その他 ー別紙 1 参照

- ② 試験水：河川水
- ③ 採水箇所：久留米市宮ノ陣クリーンセンター敷地周辺の河川2か所（別紙2参照）
- ④ 採取方法：通常の状態を確認のうえ、採取する。
- ⑤ 回数：春季、夏季、秋季、冬季の年4回
- ⑥ 採水日は、採水前において比較的晴天が続き水質が安定している日を選ぶ。
- ⑦ 採水前に、現場にて pH・電気伝導率・透視度等を測定し、値の確認をする。

(3) 井戸水質検査

- ① 検査項目及び規格：飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査 11 項目および
その他 3 項目（別紙 3 参照）
- ② 試験水：久留米市宮ノ陣クリーンセンター敷地周辺の井戸水
- ③ 採水箇所：別紙 4 参照
- ④ 採水日：契約締結日の翌日 ～ 11 月の間 を基本
- ⑤ 採取方法：通常の状態を確認のうえ、採取する。
- ⑥ 回数及び箇所：1 箇所 1 回
- ⑦ 採水の際に蛇口に器具等が取り付けられている場合は、ドライバー等の道具を持参の上
取り外し採水を行うこと。採水後は、現況復旧すること。

(4) ばいじん(固化灰)の重金属等溶出及び焼却灰成分検査

4.1 重金属等溶出検査業務

①分析項目及び分析方法

・アルキル水銀化合物	S 4 6 環境庁告示第 5 9 号付表 2
・水銀又はその化合物	S 4 6 環境庁告示第 5 9 号付表 1
・カドミウム又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 5
・鉛又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 5 4
・六価クロム化合物	J I S K 0 1 0 2 6 5. 2. 1
・ヒ素又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 6 1. 3
・セレン又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 6 7. 3
・1,4-ジオキサン	S 4 6 環境庁告示第 5 9 号付表 7

※金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に準ずる。

②試料採取場所及び方法

ア 採取場所：宮ノ陣クリーンセンター場内

イ 方法：ばいじん（固化灰）試料は、練成形機より採取し、均一に混合する。

③試料採取日

5月、8月、12月、2月の計4回とする。

なお、日時については、市が指定する。

4.2 鉛溶出検査業務

①分析項目及び分析方法

鉛又はその化合物 J I S K 0 1 0 2. 5 4

②試料（飛灰、固化灰）は市で採取し提供する。

③試料採取日

4月、6月、7月、9月、10月、11月、1月、3月の8回とする。

なお、日時については、市が指定する。

4.3 主成分検査業務

①分析項目及び分析方法

二酸化ケイ素 酸化アルミニウム 酸化鉄 酸化カルシウム 酸化マグネシウム 酸化ナトリウム 酸化カリウム 三酸化硫黄 酸化チタン 酸化亜鉛 五酸化リン	蛍光X線分析法
--	---------

・重金属類

カドミウム 鉛 亜鉛 鉄 銅 ニッケル マンガン 全クロム 塩素	蛍光X線分析法
総水銀	硝酸-過マンガン酸カリウム 還流分解 還元気化原子吸光法
フッ素化合物	水蒸気蒸留 ランタン-アリザリンコンプレキ ソン吸光光度法

- ・水分量
- ・熱灼減量

②試料採取場所及び方法

ア 採取場所：宮ノ陣クリーンセンター場内（灰ピット）

イ 方法：焼却灰（主灰：湿灰）試料は、灰クレーンより採取し、各々均一に混合する。

③試料採取日

日時については、11月～12月とし市が指定する。

5. 報告書の提出

- （1）各検査試料採取後、30日以内に計量証明書もしくは報告書その都度作成し、提出すること。
- （2）現場でのサンプリングがある場合は写真（2枚程度）及び、測定箇所がわかる地図

(略図可)を添付すること。クリーンセンター内であれば省略可

6. 成果品等

- ① 計量証明書もしくは報告書 2部
- ② 現況調査写真 2部

7. その他

- ① 業務の円滑な遂行のため、十分な経験を有する技術者を配置する。
- ② 本仕様書に明示されていない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上決定する。

8. 業務遂行上の安全確保について

- (1) 受注者は、業務の遂行に当たっては、その精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する成果品を提出しなければならない。
- (2) 業務遂行上において、安全確保のために考えられる保護具等を装備、着用する。
- (3) 本仕様書に明示されない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上決定する。

9. 暴力団排除に関する事項について

受注者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

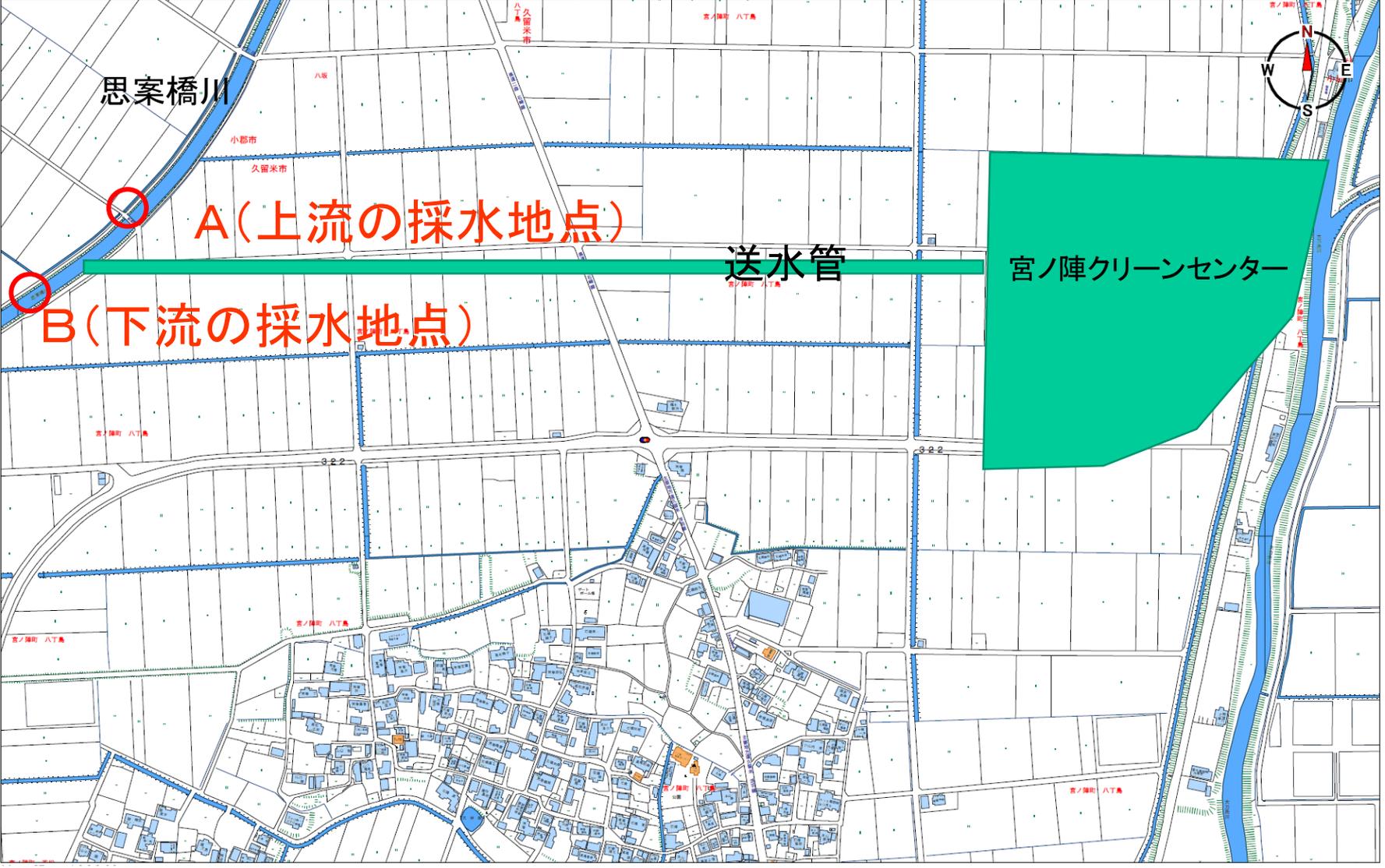
- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

10. その他

受注者は、本業務の履行にあたり、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、久留米市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

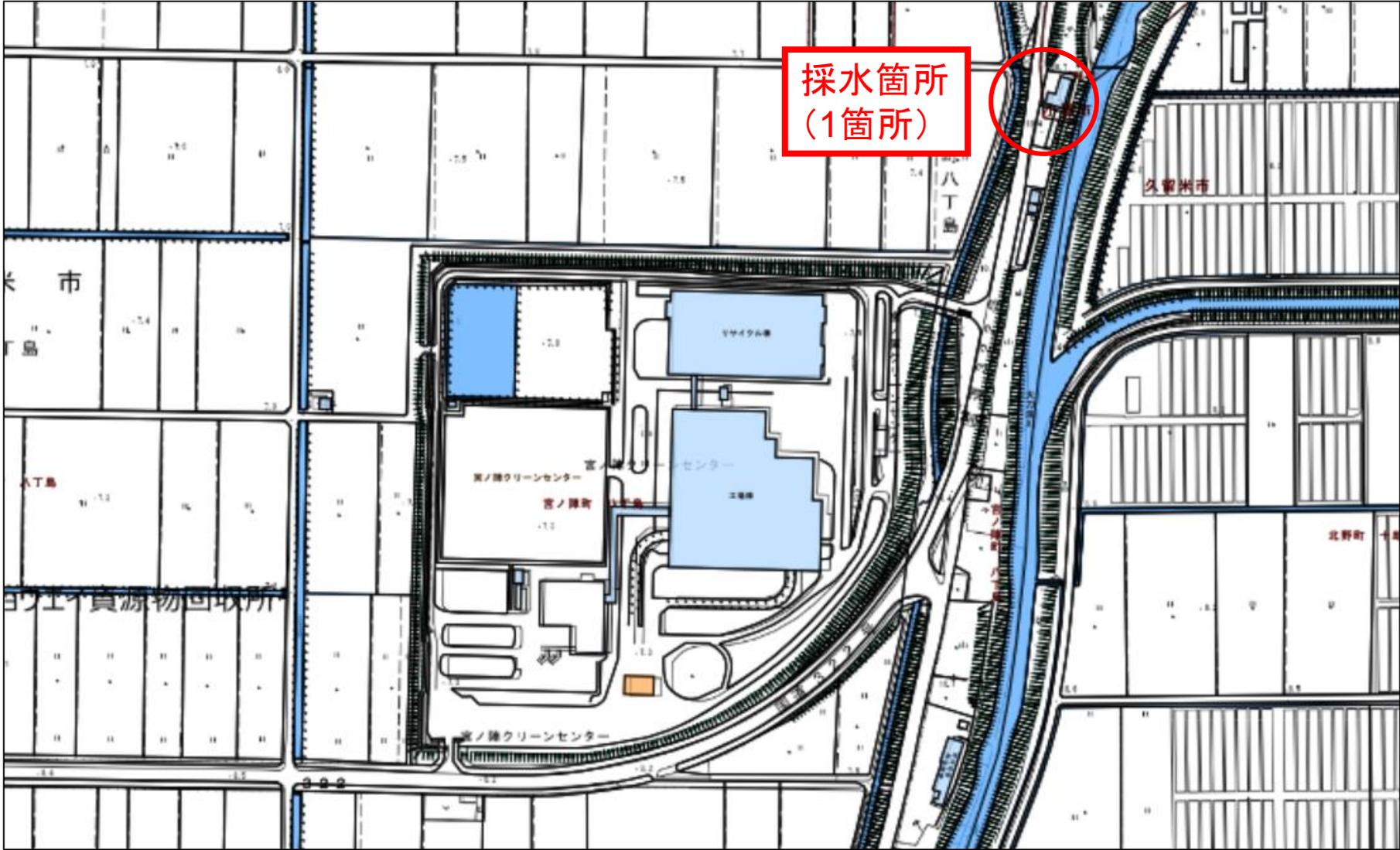
河川水質検査測定項目

項目		規格 (測定方法)	測定箇所		
			A	B	
生活環境項目	1	水素イオン濃度 (pH)	JIS K0102 12.1	○	○
	2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K0102 21	○	○
	3	浮遊物質 (SS)	S46 環境庁告示第 59 号付表 9	○	○
	4	溶存酸素 (DO)	JIS K0102 32	○	○
	5	大腸菌数	S46 環境庁告示第 59 号付表 10	○	○
その他	1	透視度	JIS K0102 9	○	○
	2	水深		○	



井戸水質検査測定項目

項 目		基 準
1	一般細菌	100/mℓ以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下
5	塩化物イオン	200mg/ℓ以下
6	有機物（全有機炭素[TOC]の量）	3mg/ℓ以下
7	pH値	5.8以上8.6以下
8	味	異常でないこと
9	臭気	異常でないこと
10	色度	5度以下
11	濁度	2度以下
12	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下
13	カルシウム、マグネシウム等 （硬度）	300mg/ℓ以下
14	電気伝導度	—



採水箇所
(1箇所)

久留米市

八丁島

大市

八丁島

宮ノ跡クリーンセンター

宮ノ跡クリーンセンター

工場

宮ノ跡クリーンセンター

北野町